

長野県塩尻市大字木曾平沢 2272 番地 7
財団法人 塩尻・木曾地域地場産業振興センター
理事長 田中 今朝春 殿

木曾 税務署長 大澤 壽久

酒 類 販 売 業 務 免 許 の 条 件 緩 和 通 知 書

平成 17 年 3 月 16 日付で申立てのあった長野県塩尻市大字木曾平沢字長瀬 2272 番 7、字胡桃沢 2077 番 12 の酒類販売業務免許の条件緩和については、これを認めることとし、平成 15 年 12 月 25 日付で通知した酒類販売業免許に付けた条件を平成 17 年 5 月 27 日付で下記のとおり改めましたから酒税法 21 条の規定により通知します。

記

販売方法は小売に限る。

ただし、通信販売による小売については以下のとおりとする。

A 販売する酒類の範囲については、次に該当する清酒、しょうちゅう乙類、ビール、果実酒類及びリキュール類に限る。

1 国産酒類

カタログ等（インターネット等によるものを含む。以下同じ。）の発行年月日の属する会計年度（4 月から翌年 3 月までの期間をいう。以下同じ。）の前会計年度における酒類の種類ごと（品目のある種類の酒類については、品目ごと）の課税移出数量が、すべて 1,000kl 未満である酒類製造者が製造、販売する酒類のうち以下のもの。

- (1) 清酒は、特定名称等（吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば樽酒、赤い酒、貴醸酒をいう。）の清酒のうち、前会計年度における課税移出数量が 100kl 未満の銘柄のもの。
- (2) 清酒以外の酒類は、前会計年度における課税移出数量が 100kl 未満（ただし、しょうちゅう乙類は、200kl）の銘柄のもの。

2 輸入酒類

カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税引取数量が 100kl 未満（ただし、しょうちゅう乙類は、200kl）の銘柄のもの。

B 酒類の販売方法については、消費者を対象としてカタログ等及び申込書等を使用して販売のための誘引行為（インターネット等によるものを含む。）を行い、通信手段により販売の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売に限る。